



『特殊詐欺』は人ごとではありません

『オレオレ詐欺』や『振り込め詐欺』という言葉はご存知ですか。「自分は大丈夫」と考えている人も多いのではないのでしょうか。まずは、表1をご覧ください。この表は、県内で発生した特殊詐欺の被害状況を年別に表したものです。このように県内では毎年90人以上が被害に遭い、大切な財産が奪われています。そして、被害に遭う人の大半は、65歳以上の高齢者が占めています。

(表1)

年	被害者	被害額
平成27年	95人	2億4,470万円
平成28年	97人	2億6,540万円

次に、今年の9月30日時点と昨年の同時期の被害状況を比較してみます(表2)。昨年に比べ被害額は減少しているものの被害者の数は同数。今年もだまされる人は減っていないのが現状です。

(表2)

年	被害者	被害額
平成28年	64人	1億9,135万円
平成29年	64人	7,082万円

※9月30日時点

じんけん探訪59

LGBTなど新しい人権問題



人権週間

12月4日から10日は「人権週間」です。第二次世界大戦後の1948(昭和23)年12月10日、国連は「世界人権宣言」を採択しました。取り返しのつかない犠牲を払ってようやく手に入れた自由と平和を維持するため、人権尊重の国際的ルールを定めたのが「宣言」です。その2年後に国連は12月10日を「人権デー」と決め、世界各国で記念行事が行われています。日本では1949年、法務省と全人権擁護委員連合会が「人権週間」を提唱し、各地で「宣言」の主旨や人権尊重意識の普及、啓発活動などが取り組まれています。法務省が人権啓発で重視する17項目の中に『性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう』『性自認を理由とする偏見や差別をなくそう』という新しい人権課題があります。

LGBTに理解を

最近「LGBT」という言葉を聞いたり見たりします。事業主に対して職場でのセクハラ(セクシュアルハラスメント)防止義務を定めた厚生労働省のセクハラ防止指針が改正され、LGBTの人たちに対する嫌がらせもセクハラ防止の対象になりました。

高齢者を狙う新たな手口

今年に入って高齢者をターゲットとした、電子マネーを悪用する新しい手口の詐欺が発生しています。この手口は、まず「有料サイトの未納料金が発生しています。支払わない場合は法的措置をとります」という内容のショートメールが携帯電話に届きます。驚いた本人が記載されている番号に電話をかける、「今日中にコンビニの電子マネーで支払ってください」と言われ、相手に言われるがまま携帯電話を 통화状態にし、次々とコンビニを回らされ、合計200万円分の電子マネーを騙し取られるというものです。常に通話状態のため誰にも相談できず、周りの人も気づきにくいというやっかいなものです。

不審なメールや手紙が届いても電話しない

県警では、このような一連の特殊詐欺に対抗する手段として、県民みんなが情報を共有し、「相手に電話をしない」ということを徹底し、被害を未然に防ぐよう呼びかけています。



◀◀ 啓発チラシのほか、電子マネーの包装でも注意を呼びかけ

男女雇用機会均等法では、職場あるいは仕事のうえで性的言動によって個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為をセクハラとしています。ですから、セクハラといえば男性による女性へのセクハラだけでなく女性による男性へのセクハラ、あるいは同性同士のセクハラもあるわけです。その一つがLGBT問題です。

性的志向について

男性が男性を、女性が女性を好きになることに強い偏見を持ち、差別する人がいます。そのために苦しんでいる人がいます。性的指向とは恋愛や性愛の対象が向かう性のことで、同性愛のうち女性同士の場合はレズビアン、男性同士の場合はゲイ、両性愛者はバイセクシュアルと呼ばれています。「同性愛者や両性愛者は普通でない」などと決めつけている人が多くいます。

そのために当事者は『ジロジロ見られる』『避けられる』『就職で不利になる』『職場や日常生活で嫌がらせやいじめを受ける』『アパートへの入居を拒否される』『宿泊施設や店舗などで入店や施設利用を断られる』『職場を迫られる』などの人権問題が起きています。厚生労働省のセクハラ防止指針改正をきっかけに、「性的指向」を理由にした偏見や差別をなくす企業の取り組みが進んでいます。

車上狙いに注意

もう一つ注意しなければならぬのが、車内に置かれた金品を狙う『車上狙い』です。三豊警察署生活安全課の水口課長に車上狙いを防ぐために注意することを伺いました。



三豊警察署生活安全課水口亨明課長

「三豊署管内では、今年の1月から9月までの間に、18件の車上狙いが発生し、うち11件は施錠しているにも関わらず、窓ガラスを割られて被害に遭っています。最も注意してもらいたいことは『車内に財布やバッグを置かない』こと。やむを得ず置かなければならないときは、シートの下など、外から見えない場所へ隠すようにしましょう。また、被害の多くは駐車場が発生します。以前はスパーなどが主でしたが、近年では、アパートの敷地内でも発生しています。自宅に帰ったからといって油断は禁物です。車内に貴重品は置かないようにしましょう」

私たちの身の回りには、知らず知らずのうちに危険が迫っています。しかし、対処法を知り、先手を打っておくことで被害を未然に防ぐことができます。

▼問い合わせ

三豊警察署 ☎72・0110

性同一性障害とは

性的指向とは別に、自分が感じている性(心の性)と生物学的な性(体の性)が一致せず、そのために苦しむトランスジェンダー(性同一性障害)と呼ばれる人もいます。「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)」では、医師の診断などをもとに性同一性障害と診断された場合は、戸籍上の性別変更や新しい性別で婚姻することも認められています。しかし、周囲から偏見の目で見られ、不当な人権侵害や差別を受けるケースがあります。文科科学省は2015年に都道府県教育委員会に通告を出し、性同一性障害児童生徒に対して『服装や髪形は本人の意思を認める』『トイレや更衣室の利用も本人の意思を認める』『体育や保健体育の授業や水泳などは別メニューやレポートに変える』『修学旅行では一人部屋を認め、入浴時間をずらす』など細かな配慮をするよう指導しています。



(注) LGBTとは、レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の頭文字。

▼問い合わせ ☎73・3008 人権課